

答 申 書
(答 申 第 307 号)
令和2年(2020年)7月3日

1 審査会の結論

北海道警察本部長が対象公文書のうち、別紙1の2に掲げる部分を非開示としたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、

ア 令和元年6月26日から7月21日までに作成された選挙運動の警戒に関する文書

イ 政党党首などの街頭演説に対する警戒態勢・警戒方針に関する文書

である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道警察本部長（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、対象公文書を別紙1の1のとおり特定した。

実施機関は、本件公文書のうち別紙1の2に掲げる情報が北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第2項第1号で適用する同条第1項第6号及び第10条第2項第2号に規定する非開示情報（以下「2項2号情報」）に該当するとして、令和元年8月19日付け道本捜2（事）第72号、道本公1（企）第85号及び道本公2（庶）第54号で公文書一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、別紙1の1に掲げる公文書のうち、(2)、(6)、(8)、(10)、(12)、(13)及び(14)の「非開示とした部分」について、処分の取り消しを求めていることから、請求人が主張する非開示部分（以下「本件非開示部分」）に係る処分の妥当性について、以下判断する。

(3) 2項2号情報について

ア 条例第10条第2項は、実施機関が公安委員会又は警察本部長である場合の開示義務及び非開示情報を規定している。

イ 条例第10条第2項第2号は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報を5つの情報に区分し、非開示情報に該当する旨を定めている。

その趣旨は、開示、非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなど公安委員会及び警察本部長が所掌する事務の特殊性から生じるものであるが、本号を適用して非開示とするときは、単に「捜査の関連情報である」、「秘密文書である」などの抽象的、形式的な理由では足りず、「支障が生ずるおそれがある」具体的かつ実質的な理由を明らかにすることが必要とされている。

ウ 実施機関は、2項2号情報に該当するとして非開示とした部分について、概ね次のとおり主張する。

(ア) 対象公文書(2)について

非開示とした北海道警察参議院議員通常選挙違反取締本部編成表には、北海道警察における選挙違反の取締りを総括指揮する取締本部の具体的な体制が記載されていることから、この情報が明らかになると、選挙違反を敢行しようとする者に有意な情報を与えることとなり、違反行為を潜在化、巧妙化させ、あるいは取締体制の間隙を突いて違反行為が敢行されるなどの対抗措置を講じられるおそれがある。

したがって、この情報は2項2号情報に該当し、開示することにより、今後の選挙違反の取締りに支障が生ずるおそれがあると認められる。

請求人は、全面黒塗りのなかに開示できる部分があるはずであると主張しているが、選挙違反の取締りを総括指揮する警察本部の取締本部の編成、任務等は、実際に現場で取締りを行う各警察署の取締体制に反映されることから、当該編成表の項目等を含め取締体制の一部の情報でも明らかとなれば、選挙違反を敢行しようとする者にとって有意な情報となり、これに応じた対抗措置を講じられるなど、今後の選挙違反の取締りに支障が生ずるおそれがあることから、当該編成表全体が2項2号情報に該当する。

(イ) 対象公文書(6)、(8)、(10)及び(12)について

非開示とした部分には、いずれも特定の選挙における警備諸対策推進上の具体的な留意事項が記載されており、これらの情報が明らかになると、テロ等の不法行為を敢行しようとする勢力に有意な情報を与えることとなり、これに応じた対抗措置が講じられるおそれがある。

請求人は、全面黒塗りのなかに開示できる部分があるはずであると主張しているが、過去において、平成19年の統一地方選挙の選挙期間中に候補者に対する拳銃使用殺人事件等が発生しており、こうした重大事案が現実には発生している情勢下において、特定の選挙における警備諸対策推進上の具体的な留意事項が記載されている当該対象公文書の一部の情報でも明らかとなれば、テロ等の不法行為を敢行しようとする勢力にとって有意な情報となり、過去の実例等を研究、分析することで、警察の警備諸対策の間隙を突いた不法行為の敢行が容易となるなど、今後の警察活動に支障が生ずるおそれがあることから、当該記載事項全体が2項2号情報に該当する。

(ウ) 対象公文書(13)について

a 非開示とした文書番号、文書発出年月日、動員期間及び「11 報告」の記載事項の一部には、警護警備における態勢構築時期が特定又は推認される情報が記載されており、これらの情報が明らかになると、今後実施する同種の警護警備の態勢構築時期が特定又は推認されることとなり、警察の態勢が構築される前に不法行為を敢行され、又はその準備行為や何らかの工作が施されるなどの対抗措置を講じられるおそれがある。これらの情報は2項2号情報に該当し、開示することにより、今後の警察活動に支障が生ずるおそれがあると認められる。

請求人は、文書発出年月日及び動員期間について、令和元年と特定できるので年部分の黒塗りは不必要であると主張するが、2019年5月1日に元号が「平成」から「令和」に改元されていることから、元号を開示するだけで、警察の態勢構築時期が2019年5月1日以降か否かが明らかとなるため、前述のとおり、今後の警察活動に支障が生ずるおそれがある。

b 非開示とした「別紙1 警護警備本部編成表」、「別紙2 警護警備部隊編成表」、「別紙3 所属別・部隊別動員表」、「別紙4 警護警備部隊の任務」、「別紙5 警護警備部隊の服装・携行品等」、「別紙6 無線系統」、「別紙7 無線呼称一覧」及び「別紙8」の記載事項の全部又は一部には、警護警備本部及び実働部隊の編成(体制)、指揮系統、動員される警備部隊の人数、任務、服装、携行品、使用する無線の系統、無線呼称等の特定の警護対象者に対する警護警備の具体的な体制や警備手法等に関する詳細な情報が記載されていることから、これらの情報が明らかになると、テロ等の不法行為を敢行しようとする勢力に有意な情報を与えることとなり、これに応じた対抗措置を講じられるおそれがある。これらの情報は2項2号情報に該当し、開示することにより、今後の警察活動に支障が生ずるおそれがあると認められる。

請求人は、全面黒塗りのなかに開示できる部分があるはずであると主張しているが、過去において、要人等に対する殺人事件等の重大事案が発生している情勢下において、特定の警護対象者に対する警備諸対策推進上の具体的な留意事項が記載されている別添の記載事項の一部の情報でも明らかとなれば、テロ等の不法行為を敢行しようとする勢力にとって有意な情報となり、過去

の実例等を研究、分析することで、警察の警備諸対策の間隙を突いた不法行為の敢行が容易となるなど、今後の警察活動に支障が生ずるおそれがあることから、当該別添の記載事項全体が2項2号情報に該当する。

(エ) 対象公文書(14)について

- a 非開示とした文書番号、文書発出年月日及び動員期間の記載事項の一部には、警護警備における態勢構築時期が特定又は推認される情報が記載されており、これらの情報が明らかになると、今後実施する同種の警護警備の態勢構築時期が特定又は推認されることとなり、警察の態勢が構築される前に不法行為を敢行され、又はその準備行為や何らかの工作が施されるなどの対抗措置を講じられるおそれがある。これらの情報は2項2号情報に該当し、開示することにより、今後の警察活動に支障が生ずるおそれがあると認められる。

請求人は、文書発出年月日及び動員期間について、令和元年と特定できるので年部分の黒塗りは不必要であると主張するが、2019年5月1日に元号が「平成」から「令和」に改元されていることから、元号を開示するだけで、警察の態勢構築時期が2019年5月1日以降か否かが明らかとなるため、前述のとおり、今後の警察活動に支障が生ずるおそれがある。

- b 非開示とした宛名及び「2 追加警護警備部隊編成」の記載事項には、警護警備本部及び実働部隊の編成(体制)、指揮系統、動員される警備部隊の人数、任務、服装、携行品、使用する無線の系統、無線呼称等の特定の警護対象者に対する警護警備の具体的な体制や警備手法等に関する詳細な情報が記載されていることから、これらの情報が明らかとなると、テロ等の不法行為を敢行しようとする勢力に有意な情報を与えることとなり、これに応じた対抗措置を講じられるおそれがある。これらの情報は2項2号情報に該当し、開示することにより、今後の警察活動に支障が生ずるおそれがあると認められる。

請求人は、全面黒塗りのなかに開示できる部分があるはずであると主張しているが、過去において、要人等に対する殺人事件等の重大事案が発生している情勢下において、特定の警護対象者に対する警備諸対策推進上の具体的な留意事項が記載されている別添の記載事項の一部の情報でも明らかとなれば、テロ等の不法行為を敢行しようとする勢力にとって有意な情報となり、過去の実例等を研究、分析することで、警察の警備諸対策の間隙を突いた不法行為の敢行が容易となるなど、今後の警察活動に支障が生ずるおそれがあることから、当該別添の記載事項全体が2項2号情報に該当する。

オ これらの説明から、実施機関は当審査会に対し、本件非開示部分と選挙における取締体制及び警備諸対策上の留意事項等との関係を具体的に示しており、本件非開示部分を開示した場合、選挙違反又はテロ等の不法行為を敢行しようとする者に有意な情報を与えることとなり、違反行為を潜在化・巧妙化させ、又は取締体制の間隙について不法行為が敢行されるなどの対抗措置を講じられるなど公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるとの実施機関の説明は、具体的かつ実質的なものであると認められる。

カ したがって、本件非開示部分は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、2項2号情報に該当するものと判断する。

(4) 部分開示について

ア 条例第10条第3項は、実施機関は、開示請求に係る公文書に、第1項各号又は前項各号に掲げる非開示情報とそれ以外の情報が記録されている場合において、非開示情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、前二項の規定にかかわらず、当該非開示情報が記録されている部分を除いて、当該公文書に係る公文書の開示をしなければならない旨を定めている。

イ 請求人は、本件非開示部分の全部が非開示情報ではなく、条例第10条第3項の規定により開示できる部分があるのではないかと考えられると主張するが、当審査会として当該非開示部分を見分したところ、本件非開示部分に記載された情報については、相互に関連性を有する一体不可分の情報と認められる。

したがって、本件非開示部分について、その全てを一体として2項2号情報に該当するとした本件処分は妥当であると判断する。

(5) 公益上の必要による開示について

ア 条例第11条は、実施機関は、開示請求に係る公文書に、条例第10条による非開示情報が記載されている場合であっても、当該情報を開示することが人の生命、身体、健康又は生活の保護のため公益上必要があると認めるときは、当該公文書に係る公文書の開示をするものとする旨を規定している。

イ 請求人は反論書において、別紙1に掲げる本件対象公文書(2)、(6)、(8)、(10)、(12)、(13)及び(14)について、条例第11条を適用できると主張しており、公益上の必要による開示を求めているものと解される。

しかしながら、上記において非開示とすることが妥当であるとした部分について、実施機関の判断に優先する公益上の必要性があるとする特段の事情は認められない。

(6) 請求人のその他の主張について

請求人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないことから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和元年12月5日	○ 諮問書の受理（諮問番号 609） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書開示決定期限延長通知書の写し、⑤公文書一部開示決定通知書の写し、⑥審査請求の概要、⑦弁明書の写し、⑧反論書の写し、⑨対象公文書の写し）の提出
令和元年12月9日	○ 本件諮問事案の審議を第一部会に付託
令和2年2月26日 （第一部会）	○ 審査請求人の意見陳述 ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
令和2年4月17日 （第一部会）	○ 審議
令和2年5月25日 （第一部会）	○ 答申案骨子審議
令和2年6月22日 （第102回審査会）	○ 答申案審議
令和2年7月3日	○ 答申

別紙 1

1 公文書の名称

- (1) 第 25 回参議院議員通常選挙違反取締本部の設置及び違反行為の取締りについて（通達）（令和元年 6 月 26 日付け警察庁丙捜二発第 3 号）
- (2) 第 25 回参議院議員通常選挙違反取締本部の設置及び違反行為の取締りについて（通達）（令和元年 6 月 26 日付け道本捜 2 第 1041 号）
- (3) 第 25 回参議院議員通常選挙における選挙期日の直前及び当日における違反行為等の取締りについて（令和元年 7 月 16 日付け警察庁丁捜二発第 27 号）
- (4) 第 25 回参議院議員通常選挙における選挙期日の直前及び当日における違反行為等の取締りについて（通知）（令和元年 7 月 17 日付け道本捜 2 第 1269 号）
- (5) 第 19 回統一地方選挙における警備諸対策について（通達）（平成 31 年 2 月 20 日付け警察庁丙備企発第 38 号、丙公発第 3 号、丙備発第 14 号、丙外事発第 27 号、丙国テ発第 9 号）
- (6) 第 19 回統一地方選挙における警備諸対策推進上の留意事項について（通達）（平成 31 年 2 月 20 日付け警察庁丁備企秘発第 17 号、丁公秘発第 13 号、丁備秘発第 6 号、丁外事秘発第 11 号、丁国テ秘発第 17 号）
- (7) 第 19 回統一地方選挙における警備諸対策について（通達）（平成 31 年 3 月 1 日付け道本公 1 第 3426 号）
- (8) 第 19 回統一地方選挙における警備諸対策推進上の留意事項について（通達）（平成 31 年 3 月 1 日道本秘第 709 号）
- (9) 第 25 回参議院議員通常選挙における警備諸対策について（通達）（令和元年 6 月 26 日付け警察庁丙備企発第 103 号、丙公発第 5 号、丙外事発第 24 号、丙国テ発第 88 号、丙備一発第 52 号、丙備二発第 7 号）
- (10) 第 25 回参議院議員通常選挙における警備諸対策推進上の留意事項について（通達）（令和元年 6 月 26 日付け警察庁丁備企秘発第 26 号、丁公秘発第 7 号、丁外事秘発第 23 号、丁国テ秘発第 33 号、丁備一秘発第 3 号、丁備二秘発第 5 号）
- (11) 第 25 回参議院議員通常選挙における警備諸対策について（通達）（令和元年 6 月 28 日付け道本公 1 第 1085 号）
- (12) 第 25 回参議院議員通常選挙における警備諸対策推進上の留意事項について（通達）（令和元年 6 月 28 日付け道本秘第 278 号）
- (13) 大規模警護警備実施に伴う部隊員の動員等について（通達）（道本公 2）
- (14) 大規模警護警備実施に伴う部隊員の追加動員について（通達）（道本公 2）

2 非開示とした部分とその理由

- (1) 第 25 回参議院議員通常選挙違反取締本部の設置及び違反行為の取締りについて（通達）（令和元年 6 月 26 日付け警察庁丙捜二発第 3 号）
- (3) 第 25 回参議院議員通常選挙における選挙期日の直前及び当日における違反行為等の取締りについて（令和元年 7 月 16 日付け警察庁丁捜二発第 27 号）
- (5) 第 19 回統一地方選挙における警備諸対策について（通達）（平成 31 年 2 月 20 日付け警察庁丙備企発第 38 号、丙公発第 3 号、丙備発第 14 号、丙外事発第 27 号、丙国テ発第 9 号）
- (9) 第 25 回参議院議員通常選挙における警備諸対策について（通達）（令和元年 6 月 26 日付け警察庁丙備企発第 103 号、丙公発第 5 号、丙外事発第 24 号、丙国テ発第 88 号、丙備一発第 52 号、丙備二発第 7 号）

非開示とした部分	非開示とした理由	適用条項
警察官の印影	犯罪捜査や情報収集等の秘匿を要する警察活動に従事する警察官の印影が記録されており、この情報が明らかになると、当該犯罪捜査等の秘匿を要する警察活動に支障が生ずるおそれがあると認められるため。	北海道情報公開条例 (以下「条例」という。) 第10条第2項第2号(公共の安全等に関する情報)

(2) 第25回参議院議員通常選挙違反取締本部の設置及び違反行為の取締りについて(通達)(令和元年6月26日付け道本捜2第1041号)

非開示とした部分	非開示とした理由	適用条項
北海道警察参議院議員通常選挙違反取締本部編成表	選挙違反の取締りを総括指揮する取締本部の具体的な体制が記載されており、この情報が明らかになると、選挙違反を敢行しようとする者に有意な情報を与え、これに応じた対抗措置が講じられるなど、選挙違反の取締りに支障が生ずるおそれがあると認められるため。	条例第10条第2項第2号(公共の安全等に関する情報)

(6) 第19回統一地方選挙における警備諸対策推進上の留意事項について(通達)(平成31年2月20日付け警察庁丁備企秘発第17号、丁公秘発第13号、丁備秘発第6号、丁外事秘発第11号、丁国テ秘発第17号)

(8) 第19回統一地方選挙における警備諸対策推進上の留意事項について(通達)(平成31年3月1日道本秘第709号)

(10) 第25回参議院議員通常選挙における警備諸対策推進上の留意事項について(通達)(令和元年6月26日付け警察庁丁備企秘発第26号、丁公秘発第7号、丁外事秘発第23号、丁国テ秘発第33号、丁備一秘発第3号、丁備二秘発第5号)

(12) 第25回参議院議員通常選挙における警備諸対策推進上の留意事項について(通達)(令和元年6月28日付け道本秘第278号)

非開示とした部分	非開示とした理由	適用条項
警察官の印影	犯罪捜査や情報収集等の秘匿を要する警察活動に従事する警察官の印影が記録されており、この情報が明らかになると、当該犯罪捜査等の秘匿を要する警察活動に支障が生ずるおそれがあると認められるため。	条例第10条第2項第2号(公共の安全等に関する情報)
文書の取扱いに関する情報が記載されている部分	秘匿を要する文書の取扱いに関する情報が記載されており、この情報が明らかになると、テロ等の不法行為を敢行しようとする勢力に有意な情報を与え、警察情報の不正な入手が容易となるなど、今後の警察活動に支障が生ずるおそれがあると認められるため。 また、この情報が明らかになると、秘匿を要する文書の取扱いに関する業務の円滑な実施を著しく困難にすると認められるため。	条例第10条第2項第2号(公共の安全等に関する情報) 条例第10条第2項第1号で適用する同条第1項第6号(事務又は事業の実施に関する情報)
別添の記載事項	特定の選挙における警備諸対策推進上の具体	条例第10条第2項第2

	的な留意事項が記載されており、これらの情報が明らかになると、テロ等の不法行為を敢行しようとする勢力に有意な情報を与え、今後の警察活動に支障が生ずるおそれがあると認められるため。	号（公共の安全等に関する情報）
--	--	-----------------

(13) 大規模警護警備実施に伴う部隊員の動員等について（通達）（道本公2）

非開示とした部分	非開示とした理由	適用条項
文書番号、文書発 出年月日、動員期間 及び「11 報告」の 記載事項の一部	警護警備実施における態勢構築時期が特定又は推認される情報が記載されており、これらの情報が明らかになると、テロ等の不法行為を敢行しようとする勢力に有意な情報を与え、これに応じた対抗措置を講じられるなど、今後の警察活動に支障が生ずるおそれがあると認められるため。	条例第 10 条第 2 項第 2 号（公共の安全等に関する情報）
「別紙 1 警護警備本部編成表」、「別紙 2 警護警備部隊編成表」、「別紙 3 所属別・部隊別動員表」、「別紙 4 警護警備部隊の任務」、「別紙 5 警護警備部隊の服装・携行品等」、「別紙 6 無線系統」、「別紙 7 無線呼称一覧」及び「別紙 8 所属別動員名簿」の記載事項の全部又は一部	警護警備実施における具体的な警備体制や警備手法等に関する情報が記載されており、これらの情報が明らかになると、テロ等の不法行為を敢行しようとする勢力に有意な情報を与え、これに応じた対抗措置を講じられるなど、今後の警察活動に支障が生ずるおそれがあると認められるため。	条例第 10 条第 2 項第 2 号（公共の安全等に関する情報）
職員番号の記載例	職員番号は、職員固有の番号で捜査活動等における一定業務の個人識別番号として使用されており、この情報が明らかになると、犯罪を企図する者等が、当該番号から職員番号を推測して不正に警察情報を入手するなど、今後の警察活動に支障が生ずるおそれがあると認められるため。	条例第 10 条第 2 項第 2 号（公共の安全等に関する情報）

(14) 大規模警護警備実施に伴う部隊員の追加動員について（通達）（道本公2）

非開示とした部分	非開示とした理由	適用条項
文書番号、文書発 出年月日、動員期間 及び動員期間	警護警備実施における態勢構築時期が特定又は推認される情報が記載されており、これらの情報が明らかになると、テロ等の不法行為を敢行しようとする勢力に有意な情報を与え、これに応じた対抗措置を講じられるなど、今後の警察活動に支障が生ずるおそれがあると認められるため。	条例第 10 条第 2 項第 2 号（公共の安全等に関する情報）

宛名及び「2 追加警護警備部隊編成」の記載事項	警護警備実施における具体的な警備体制や警備手法等に関する情報が記載されており、これらの情報が明らかになると、テロ等の不法行為を敢行しようとする勢力に有意な情報を与え、これに応じた対抗措置を講じられるなど、今後の警察活動に支障が生ずるおそれがあると認められるため。	条例第10条第2項第2号（公共の安全等に関する情報）
-------------------------	---	----------------------------